

国水下企第64号  
令和2年12月18日

都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
(各地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道部下水道企画課長  
(公印省略)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う  
下水道法の運用上の留意事項について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第356号。以下「改正令」という。）が本日公布され、本年12月19日から施行されることとなった。この改正令の施行に伴い、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。以下同じ。）のうち住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定するものをいう。）に該当するものの用に供するちゅう房施設等が、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項の政令で定める特定施設から除かれることとなった。

このことを踏まえ、各下水道管理者におかれては、下記の事項に十分留意の上、下水道法（昭和33年法律第79号）を運用されるようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し本通知の周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 特定施設に係る届出等について

改正令の施行により一の施設が特定施設でなくなることについては、下水道法第12条の7に定める特定施設の使用廃止には該当しないため、同条に基づく届出を要しない。また、届出義務が改正令の施行前に生じたものであっても、その履行期限が改正令の施行後となる場合は、下水道法第12条の7並びに第12条の8に基づく氏名等の変更の届出及び承継の届出を要しない。

また、改正令の施行により特定施設でなくなる施設に対し、改正令の施行前に下水道法第12条の6の規定によって適用された設置又は変更についての実施の制限は、改正令の施行の際に効力を失う。

### 2 罰則の適用に関する経過措置

改正令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 3 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業については、改正令の施行後も水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一第66号の3の旅館業の対象に含まれる。

### 4 住宅宿泊事業法担当部局との連携について

改正令の施行により特定施設でなくなる施設の把握に際しては、住宅宿泊事業法担当部局と連携して対応されるようお願いする。

以上

国水下企第67号  
令和2年12月23日

都道府県下水道担当部局長 殿  
政令指定都市下水道担当部局長 殿  
(以上地方整備局等下水道担当部局長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長  
(公 印 省 略)

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」について  
(「下水道法施行規則」の一部改正)

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続<sup>(※)</sup>について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところである。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、国土交通省では、単独で所管する省令等において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うこととし、別添のとおり、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和3年1月1日から施行されることとなった。

この改正省令による下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）別記様式第四、様式第五、様式第六、様式第七、様式第八及び様式第十七に規定されている押印欄の削除等により、下水道法施行規則に規定されている手続きにおける押印等が不要となるよう措置されたので、通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

○国土交通省令第九十八号  
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㉔」及び備考8を削る。

第五号書式中「㉔」及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且舞臺ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㉔」を削る。

（軌道法施行規則の一部改正）

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名ノ上左）」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次」に改める。







第三十七条 宅地建物取引業法施行規則の一部改正
(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

別記様式第一号、別記様式第一号及び別記様式第三号の二から別記様式第三号の五までの様式中
別記様式第二号の六及び別記様式第二号の九中「丑註略」を「丑」に改める。
別記様式第五号から別記様式第七号の二までの様式中「甲」を削る。
別記様式第七号の二の二中「乙」を「丙」に改める。
別記様式第七号の四及び別記様式第七号の五中「甲」を削る。
別記様式第七号の六中「甲」を削る。
別記様式第十二号及び別記様式第十二号の二中「甲」を削る。
別記様式第十二号の三中「甲」及び「乙」を削る。
別記様式第十三号の四中「及び氏名」を「及び氏名」に改める。
別記様式第十四号の五中「甲」を削る。
別記様式第十九号中「及び氏名」「甲」を「及び氏名」に改める。
別記様式第二十一号中「及び氏名」「甲」を「及び氏名」に改める。
別記様式第二十二号及び別記様式第二十二号中「甲」を削る。
別記様式第二十三号の二中「甲」を削る。
別記様式第二十六号中「甲」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。
(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第三十八条 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正
(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)
別記様式第二十六号中「甲」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。
別記様式第二十七号及び別記様式第二十七号中「甲」を削る。
別記様式第二十八号の二中「甲」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。
(内航海運補合法施行規則の一部改正)
第三十九条 内航海運補合法施行規則の一部改正
(内航海運補合法施行規則の一部改正)
第十二条第一項中「添え」の下に「当事者の名称及び」を加え、「当事者が連署して」を削る。
(港湾運送事業法施行規則の一部改正)
第四十条 港湾運送事業法施行規則の一部改正
(港湾運送事業法施行規則の一部改正)
第十四条第一項中「当事者が連署して、これ」を削る。
第十五条第一項中「当事者が連署(新設分割の場合)については、署名して、これを削る。

(自動車ターミナル法施行規則の一部改正)
第四十一条 自動車ターミナル法施行規則(昭和三十四年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「当事者が連署して、これ」を削る。
第七条第一項中「当事者が連署(新設分割の場合)については、署名して、これを削る。
(住宅地改良法施行規則の一部改正)
第四十二条 住宅地改良法施行規則(昭和三十五年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「甲」及び備考5を削る。
(施工技術検定規則の一部改正)
第四十三条 次に掲げる省令の規定中「甲」を削る。
一 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)様式第二号(イ)及び様式第二号(ロ)
二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則(昭和四十年総務省令第四十二号)別記様式第二号
三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十四年建設省令第四十八号)別記様式第一号
四 地価公示法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十五号)別記様式第二号
五 積立宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)別記様式第一、別記様式第四から別記様式第七まで及び別記様式第十四号
六 国土利用計画法施行規則(昭和四十九年総務省令第七十二号)別記様式第一から別記様式第四まで及び別記様式第六
七 船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則(昭和五十年運輸省令第四十六号)別記様式八、農組合の行う土地区画整理事業の施行及び生産緑地地区に関する都市計画についての要請に関する省令(昭和五十六年建設省令第十号)別記様式第一、及び別記様式第一
九 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成六年運輸省令第五十号)第一号様式及び第二号様式
(公共用地の取得に関する特別措置法施行規則の一部改正)
第四十四条 公共用地の取得に関する特別措置法施行規則(昭和三十六年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一中「氏名又は名称」「甲」を「氏名又は名称」に改める。
別記様式第二中「丑註略」「甲」「乙」を「丑註略」「甲」「乙」に「添え」を「添え」に改め、注意7を削る。
別記様式第三及び別記様式第四中「甲」を削る。
(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)
第四十五条 宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)の一部を次のように改める。
別記様式第二中「甲」及び注意5を削る。
別記様式第三中「甲」及び注意3を削る。
(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正)
第四十六条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一号様式中「甲」及び注を削る。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十七条七項に規定する個人番号カードをいう。、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和十六年政令第三百九十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)以下「本人確認書類」という。)に改める。
第三十二条第三項第一号中「甲」を「本人確認書類」に改める。
別記様式第一中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
別記様式第二中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とし、備考4から備考7までを一ずつ繰り上げる。
別記様式第三及び別記様式第四中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
別記様式第五中「第十号の(イ)添え」を「第十号の(イ)添え」に改め、「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とし、備考4を備考3とする。
別記様式第八中「甲」を削る。
別記様式第九中「甲」及び備考5を削る。
別記様式第十及び別記様式第十一中「甲」を削る。
(空港法施行規則の一部改正)
第三十三条 空港法施行規則(昭和三十一年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署(新設分割の場合)にあつては、署名した」を「記載した」に改める。
(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)
第三十四条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一号二様式中「申請者氏名」「甲」を「申請者氏名」に改め、備考を削る。
第二号様式中「申請者氏名」「甲」を「申請者氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
(都市公園法施行規則の一部改正)
第三十五条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
別記様式第三中「甲」を削る。
別記様式第四中「甲」及び備考5を削る。
(倉庫業法施行規則の一部改正)
第三十六条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合)にあつては、署名した」を「記載した」に改める。

第三十七条 道路法施行規則の一部改正
(道路法施行規則の一部改正)
第二十七条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
様式第五号「甲」及び記載要領4を削り、記載要領5を記載要領4とし、記載要領6を記載要領7とし、記載要領7及び記載要領4を削る。
様式第五号の二中「甲」を削る。
様式第五号の四及び様式第七号の四中「甲」を削る。
(小型船舶の総トン数の測定に関する省令の一部改正)
第二十八条 小型船舶の総トン数の測定に関する省令(昭和二十八年運輸省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
第一号書式中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
(航空機登録規則の一部改正)
第二十九条 航空機登録規則(昭和二十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。
第十五条を次のように改める。
第十五条 削除。
(鉄道軌道整備備法施行規則の一部改正)
第三十条 鉄道軌道整備備法施行規則(昭和二十八年運輸省令第八十一号)の一部を次のように改正す。

第二十二号様式から第二十五号様式までの様式中「氏を又は名称」「甲」を「氏を又は名称」に改める。
(建設機械抵当法施行規則の一部改正)
第三十一条 建設機械抵当法施行規則(昭和二十九年建設省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一中「甲」を削る。
別記様式記載要領一中「の上印刷」を削る。
別記様式記載要領一中「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し印刷」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し印刷」に改める。
別記様式記載要領一中「の上印刷」を削る。
別記様式記載要領一中「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し印刷」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し印刷」に改める。
(土地区画整理法施行規則の一部改正)
第三十二条 土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証(道路交通法(昭和二十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における

第二十二号様式から第二十五号様式までの様式中「氏を又は名称」「甲」を「氏を又は名称」に改める。
(建設機械抵当法施行規則の一部改正)
第三十一条 建設機械抵当法施行規則(昭和二十九年建設省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一中「甲」を削る。
別記様式記載要領一中「の上印刷」を削る。
別記様式記載要領一中「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し印刷」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し印刷」に改める。
別記様式記載要領一中「の上印刷」を削る。
別記様式記載要領一中「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し印刷」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入し印刷」に改める。
(土地区画整理法施行規則の一部改正)
第三十二条 土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証(道路交通法(昭和二十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十七条七項に規定する個人番号カードをいう。、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和十六年政令第三百九十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。)の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)以下「本人確認書類」という。)に改める。
第三十二条第三項第一号中「甲」を「本人確認書類」に改める。
別記様式第一中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
別記様式第二中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とし、備考4から備考7までを一ずつ繰り上げる。
別記様式第三及び別記様式第四中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
別記様式第五中「第十号の(イ)添え」を「第十号の(イ)添え」に改め、「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とし、備考4を備考3とする。
別記様式第八中「甲」を削る。
別記様式第九中「甲」及び備考5を削る。
別記様式第十及び別記様式第十一中「甲」を削る。
(空港法施行規則の一部改正)
第三十三条 空港法施行規則(昭和三十一年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署(新設分割の場合)にあつては、署名した」を「記載した」に改める。
(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)
第三十四条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一号二様式中「申請者氏名」「甲」を「申請者氏名」に改め、備考を削る。
第二号様式中「申請者氏名」「甲」を「申請者氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。
(都市公園法施行規則の一部改正)
第三十五条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考とする。
別記様式第三中「甲」を削る。
別記様式第四中「甲」及び備考5を削る。
(倉庫業法施行規則の一部改正)
第三十六条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合)にあつては、署名した」を「記載した」に改める。













（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則）  
第百四十五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九  
年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号及び別記様式第二号中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。  
別記様式第三号中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。  
（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第百四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成十九年国土交通省令第六十五号）の  
一部を次のように改正する。  
第一号様式中「甲」を「乙」に改める。  
第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「甲」を削る。  
第七号様式中「甲」を「乙」に改める。  
第八号様式中「氏名」を「氏名」に改める。  
第十二号様式中「氏名」を「氏名」に改める。  
第十三号様式及び第十四号様式中「甲」を削る。  
第十五号様式中「氏名」を「氏名」に改める。  
第十六号様式中「氏名」を「氏名」に改める。  
（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十七条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一  
年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。  
第一号様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。  
第二号様式中「甲」及び注3を削る。  
第三号様式中「甲」及び注3を削る。  
第七号様式中「甲」及び注3を削る。  
第八号様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。  
第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「甲」及び注2を削り、注1を注とする。  
第十三号様式中「甲」及び注3を削る。  
第十五号様式中「甲」及び注3を削る。  
第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「甲」及び注2を削り、注1を  
注とする。  
（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施  
行規則の一部改正）

第百四十八条 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関  
する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。  
第二号様式中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考とする。  
（国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措  
置法施行規則の一部改正）

第百四十九条 国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大  
会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一  
つ繰り上げる。  
別記様式第二号中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一  
つ繰り上げる。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）  
第百三十七条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正  
第三十一条中「記名及び押印があるものを」を「氏名の記載があるものを」に改める。  
第三十二条中「甲」及び「3.申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自  
で行う場合は、押印を添付することになります。」を削る。  
様式第三十号中「甲」及び注2を削り、注3を注とする。  
注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十一号中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」「印」「係  
員印」を「係員氏名」に改め、注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十二号中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」「印」「係員  
印」を「係員氏名」に改め、注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十三号中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」「印」「係員  
印」を「係員氏名」に改め、注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十四号中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」「印」「係員  
印」を「係員氏名」に改め、注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十五号中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」「印」「係員  
印」を「係員氏名」に改め、注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十六号中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」「印」「係員  
印」を「係員氏名」に改め、注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十七号中「申請者の氏名又は名称」を「申請者の氏名又は名称」「印」「係員  
印」を「係員氏名」に改め、注3を削り、注4を注とする。  
様式第三十八号 船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正  
第一号様式から第三号様式まで、第七号様式、第九号様式及び第十号様式中「甲」及び注3を削  
る。  
第十号様式中「甲」及び注2を削り、注3を注とする。  
（海城多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百三十九条 海城多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成十五年国  
土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。  
第一号様式から第六号様式までの様式中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。  
第七号様式中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。  
第八号様式中「船長の署名」を削る。  
（総合特区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）  
第百四十条 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省  
令第十三号）の一部を次のように改正する。  
第一号様式中「甲」を「乙」に改め、「甲」を削り、「国土海運審」を「国土海運審」に改  
め、備考を削る。  
（国土交通省関係地域再生法施行規則の一部改正）  
第百四十一条 国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十八号）の一  
部を次のように改正する。  
様式第三号中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一  
つ繰り  
上げる。  
様式第四号中「甲」及び注2を削り、注3を注2とする。

（自動車の特定制造等の許可に関する省令の一部改正）  
第百五十条 自動車の特定制造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一  
部を次のように改正する。  
第一号様式及び第三号様式中「甲」及び備考2を削り、備考1を備考とする。  
附 則  
（施行期日）  
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
2 この省令の施行の期日があるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り  
替えて使用することができる。  
（経過措置）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）  
第百四十一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省  
令第五号）の一部を次のように改正する。  
第一号中「記名及び押印があるものを」を「氏名の記載があるものを」に改める。  
第十二条中「記名及び押印があるものを」を「氏名の記載があるものを」に改める。  
第十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第二十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第三十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第四十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第五十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第六十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第七十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第八十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十一条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十二条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十三条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十四条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十五条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十六条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十七条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十八条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第九十九条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
第一百条中「提出者の氏名又は名称」を「提出者の氏名又は名称」に改める。  
（共通構造型式指定規則の一部改正）  
第百四十条 共通構造型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように  
改正する。  
第一号様式中「甲」及び備考2を削る。  
第二号様式中「甲」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。  
第三号様式中「甲」及び備考2を削る。  
（国土交通省関係重要施設周辺の地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行  
規則の一部改正）  
第百四十四条 国土交通省関係重要施設周辺の地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関  
する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十四号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一  
つ繰り上げる。  
別記様式第二号中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一  
つ繰り上げる。  
別記様式第三号中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一  
つ繰り上げる。  
別記様式第四号中「甲」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一  
つ繰り上げる。

国水下企第61号  
令和2年12月23日

各都道府県下水道担当部局長 殿  
各政令指定都市下水道担当部局長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長  
(公印省略)

#### 標準下水道条例の改正について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続<sup>(※)</sup>について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところである。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

これを踏まえ、国土交通省では、単独で所管する省令等において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うこととしている。

そのため、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付していた「標準下水道条例について」（昭和34年11月18日付け厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）において、国民や事業者等に対して押印を求めている規定等の見直しを行うこととし、新たに別紙のとおり標準下水道条例を改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、事務の参考とされたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

#### 記

##### 第一 国民や事業者等に対して押印を求めている規定の見直しについて（標準下水道条例別添関係）

現行の標準下水道条例別添の様式に規定されている押印欄を削除することにより、標準下水道条例に規定されている手続きにおける、国民や事業者等による押印を不要とすることとする。

##### 第二 その他（標準下水道条例第6条の5、第21条の5、第21条の12、第21条の16及び第22条の4関係）

文言の適正化その他の所要の改正を行う。

#### 第三 留意事項

標準下水道条例は、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として作成しているものであり、規定方法や改正のタイミング、市町村規則に委任しているもの等については、各下水道管理者における事情等を踏まえて個別にご判断いただきたい。

第二十一条の十六 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事業者の接続設備の設置許可を取り消すことができる。

一 許可事業者が公共下水道に設けた接続設備及び下水熱利用設備が第二十一条の十二第二項第一号に規定する基準に該当しなくなった場合

二～七 (略)

（雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準）

第二十二条の四 法第二十五条の二の規定により、法第十条第三項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

別添

別紙

下水道利用・使用許可申請書

申請 受理 (審判) 年月日

申請 変更 年月日

住所 年月日

名称 年月日

下水道利用の種別により許可を存続します。

名称・使用の目的	用途	場所
名称・接続の種別	設置場所	
名称・使用種別	名称	数量
名称・使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	名称・使用種別・電線等の種別
工事の種別	年 月 日から 年 月 日まで	工事実施の方法
施工方法		施工費額
備考		

注意事項

1. 名称・使用の目的は変更しないこと。
2. 名称、変更については、該当するものを申請書、変更の理由には、接続の目的書の書き直しを記載すること。
3. 申請書が提出される場合は、「接続」の欄には主たる事業所の所在地、「名称」の欄には名称及び内容の名称を記載するとともに、「使用種別」の欄に内容、数量を記載すること。
4. 「接続」の欄には、地盤まで記載すること。名称、使用が以上の欄に記載された場合は、名称に修正を記載すること。
5. 「設置場所」の欄には下水道管内の設置場所を記載すること。
6. 「名称・使用種別・電線等の種別」の欄には、名称・使用種別・電線等の種別、接続等接続以外の欄について記載すること。
7. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下欄に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを「」で書き直すこと。
8. 「施工費額」の欄には、建設の総額を記載した上で、名称・使用の種別、名称の種別等別々にした建設費の別記を記載した上でその数量を記載すること。

第二十一条の十六 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事業者の接続設備の設置許可を取り消すことができる。

一 許可事業者が公共下水道に設けた接続設備及び下水熱利用設備が第二十一条の十二第二項第一号に規定する基準に該当しなくなった場合

二～七 (略)

（雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準）

第二十二条の四 法第二十五条の二の規定により、下水道法第十条第三項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

別添

別紙

下水道利用・使用許可申請書

申請 受理 (審判) 年月日

申請 変更 年月日

住所 年月日

名称 年月日

下水道利用の種別により許可を存続します。

名称・使用の目的	用途	場所
名称・接続の種別	設置場所	
名称・使用種別	名称	数量
名称・使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	名称・使用種別・電線等の種別
工事の種別	年 月 日から 年 月 日まで	工事実施の方法
施工方法		施工費額
備考		

注意事項

1. 名称・使用の目的は変更しないこと。
2. 名称、変更については、該当するものを申請書、変更の理由には、接続の目的書の書き直しを記載すること。
3. 申請書が提出される場合は、「接続」の欄には主たる事業所の所在地、「名称」の欄には名称及び内容の名称を記載するとともに、「使用種別」の欄に内容、数量を記載すること。
4. 「接続」の欄には、地盤まで記載すること。名称、使用が以上の欄に記載された場合は、名称に修正を記載すること。
5. 「設置場所」の欄には下水道管内の設置場所を記載すること。
6. 「名称・使用種別・電線等の種別」の欄には、名称・使用種別・電線等の種別、接続等接続以外の欄について記載すること。
7. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下欄に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを「」で書き直すこと。
8. 「施工費額」の欄には、建設の総額を記載した上で、名称・使用の種別、名称の種別等別々にした建設費の別記を記載した上でその数量を記載すること。

○ 標準下水道条例（昭和三十四年十一月十八日厚生省衛発第一一〇八号・建設省計発第四四二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（責任技術者の登録）

第六条の五 市（町村）長は、前条第一項において定める責任技術者についての登録を行う。

2・3 (略)

（責任技術者の登録）

第六条の五 市（町村）長は、前条第一項において定める責任技術者についての登録を行う。

2・3 (略)

（電線等の設置に係る許可の基準）

第二十一条の五 (略)

2 前条第二項から第四項までの規定は、暗渠に電線等を設置する場合について準用する。

（電線等の設置に係る許可の基準）

第二十一条の五 (略)

2 第二十一条の四第二項から第四項までの規定は、暗渠に電線等を設置する場合について準用する。

（下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準）

第二十一条の十二 市（町村）長は、前条に規定する申請（以下「下水熱利用許可申請」という。）があつた場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

（下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準）

第二十一条の十二 市（町村）長は、前条に規定する申請（以下「下水熱利用許可申請」という。）があつた場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

- 一 下水熱利用許可申請に係る事項が次に掲げる技術的基準に適合すること。
- イ～ニ (略)
- ホ 前条第九号の凝集剤又は洗淨剤の種類、混入量等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ヘ (略)
- 二・三 (略)
- 2～5 (略)

- 一 下水熱利用許可申請に係る事項が次に掲げる技術的基準に適合すること。
- イ～ニ (略)
- ホ 第二十一条の九第九号の凝集剤又は洗淨剤の種類、混入量等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ヘ (略)
- 二・三 (略)
- 2～5 (略)

（許可の取消し）

（許可の取消し）

事務連絡  
令和2年12月24日

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当課長  
(上記、各地方整備局経由)  
市町村下水道担当課長  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業課長  
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道部  
下水道企画課  
管理企画指導室課長補佐  
下水道事業課  
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 233 について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和2年11月は3件(死亡:0件、負傷:3件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ2件減少しました。

主な負傷事故として、下水道管渠の浚渫作業のために硫化水素濃度を測定し、基準値内であることを確認後に作業を開始したところ、堆積汚泥を攪拌したことにより汚泥内から硫化水素が発生し、マンホールから外部に噴出したため、一時的に委託先作業員2名の意識が無くなる事故が発生しました。

(2) 工事

令和2年11月は14件(死亡:0件、負傷:14件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ4件増加しました。

主な負傷事故として、現道上の開削工事作業中、自転車で通行した罹災者が鉄板の段差にタイヤを取られバランスを崩し、転落防止策等を設置していなかった開削部に転落して負傷した事故や、軽量鋼矢板の立込み時、バックホウで矢板頭部を押し込む際にバケットが滑り、開削部内で当該矢板を支持していた罹災者に接触し負傷させた事故等が発生しました。

2. 水質事故等

令和2年11月は5件(水質事故:3件、その他案件:2件)の事故報告があり、昨年と同月と比べ1件減少しました。

主な水質事故として、処理場内で非常用発電機の更新工事施工中、屋外に撤去・仮置き中であった既設発電機に付着していた油が雨水とともに流出し、雨水排水溝を経由して場外へ流出した事案等が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP: [http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP: [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故担当)

高橋: takahashi-h8320@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事故担当)

大山: ooyama-y2rs@mlit.go.jp

村山: murayama-m2et@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

1.人身事故発生状況(総括)  
(令和2年11月末現在)

令和2年度

下水道に関する人身事故発生状況について  
(令和2年11月末現在)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部

令和2年度 (単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11月までの集計	合計	
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	2. 負傷事故	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	2 (5)	3 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	25 (18)	25 (36)
	合計	4 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	5 (1)	2 (1)	3 (5)	3 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (7)	0 (1)	26 (18)	26 (36)
	累計	4 (1)	6 (2)	8 (3)	13 (6)	18 (7)	20 (8)	23 (13)	26 (18)	26 (23)	26 (28)	26 (35)	26 (36)	-	-
工事	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	6 (3)	6 (7)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (4)	5 (3)	7 (7)	9 (6)	11 (4)	9 (15)	14 (9)	0 (9)	0 (5)	0 (10)	0 (11)	59 (52)	59 (87)
	合計	2 (4)	5 (5)	5 (3)	8 (7)	11 (6)	11 (5)	9 (15)	14 (10)	0 (10)	0 (7)	0 (11)	0 (11)	65 (55)	65 (94)
	累計	2 (4)	7 (9)	12 (12)	20 (19)	31 (25)	42 (30)	51 (45)	65 (55)	65 (65)	65 (72)	65 (83)	65 (94)	-	-
合計	1. 死亡事故	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	7 (3)	7 (7)
	2. 負傷事故	4 (5)	6 (5)	7 (4)	12 (10)	14 (7)	13 (5)	11 (20)	17 (14)	0 (14)	0 (10)	0 (17)	0 (12)	84 (70)	84 (123)
	合計	6 (5)	7 (6)	7 (4)	13 (10)	16 (7)	13 (6)	12 (20)	17 (15)	0 (15)	0 (12)	0 (18)	0 (12)	91 (73)	91 (130)
	累計	6 (5)	13 (11)	20 (15)	33 (25)	49 (32)	62 (38)	74 (58)	91 (73)	91 (88)	91 (100)	91 (118)	91 (130)	-	-

※下段()書きは前年度(令和元年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和2年11月末現在

NO.	発生日	事故情報		事故概要	事故概要・発生防止策		被災者		
		事業主体	発生施設		再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
11月									
1	R21.1.11	2.政令市	処理場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ ③その他	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
2	R21.1.17	3.一般市	管渠	①負傷事故 ③その他	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
3	R21.1.21	3.一般市	ポンプ場	①負傷事故 ②はさまれ・巻き込まれ ③その他	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況

2.人身事故発生状況(維持管理作業)  
(令和2年11月末現在)

令和2年度		(単位:件)													
事業主体	発生施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計
		1. 都道府県	0	2	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0
2. 政令市	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5	5
3. 一般市	2	0	1	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0	12	12
4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	0	0	0	0	0	26	36
1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
2. マンホール	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4
3. 処理場	3	1	2	2	4	1	1	1	0	0	0	0	0	15	22
4. ポンプ場	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4	4
5. その他	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	6
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	0	0	0	0	0	26	36
死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷事故	4	2	2	5	5	2	2	3	0	0	0	0	0	25	36
1. 墜落・転落	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	9	11
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	7	8
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
5. 転倒	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
9. 感電	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
12. 公衆災害	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4	9
合計	4	2	2	5	5	2	3	3	0	0	0	0	0	26	36
被災者数(人)	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
1. 自治体職員	3	2	1	3	10	2	4	4	0	0	0	0	0	29	33
2. 委託先業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	0	0	0	0	0	33	36
累計	4	6	8	13	23	25	29	33	33	33	33	33	33	-	-

令和元年度		(単位:人)													
被災者数(人)	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
		1. 自治体職員	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
2. 委託先業者	1	1	1	3	1	1	1	4	4	5	5	6	1	33	
3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
合計(人)	1	1	1	3	1	1	1	5	5	5	5	7	1	36	
累計	1	2	3	6	7	8	13	18	23	28	33	36	36	-	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

3.事故発生状況(工事)  
(令和2年11月末現在)

令和2年度

(単位:件)

事業者主体	令和2年度												前年度 合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計
1. 都道府県	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	4	13
2. 政令市	3	7	1	4	5	10	4	6	0	0	0	0	40	36
3. 一般市	1	3	7	4	6	4	7	9	0	0	0	0	41	55
4. 町村	0	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	0	7	7
5. その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	0	0	0	0	93	111
工事分類														
1. 管きよ開削	2	6	5	8	7	8	11	12	0	0	0	0	59	59
2. 管きよ推進	1	1	1	2	1	1	1	2	0	0	0	0	10	8
3. 管きよシールド	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	9
4. 管きよその他	1	1	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0	8	5
5. 処ボ土木建築	0	2	0	1	0	3	1	3	0	0	0	0	10	19
6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	11
7. 処ボその他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	0	0	0	0	93	111
事故類型														
1. 墜落・転落	0	1	0	0	0	3	4	2	0	0	0	0	10	21
2. はさまれ・巻き込まれ	1	1	1	2	3	1	2	4	0	0	0	0	15	29
3. 飛来・落下	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	8
4. 切れ・こすれ	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3	4
5. 転倒	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3	3
6. 激突	0	0	1	2	1	1	1	4	0	0	0	0	10	5
7. 土砂崩壊	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	6	8
8. 交通事故	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12-1. 公衆災害(人身)	0	1	0	3	1	1	1	1	0	0	0	0	8	11
12-2. 公衆災害(物損)	2	5	3	2	1	6	4	5	0	0	0	0	28	17
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
14. その他	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	5	3
合計	4	10	8	11	12	16	13	19	0	0	0	0	93	111
被災者数(人)														
1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	6	7
2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	0	0	0	0	49	67
3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	0	0	0	0	13	26
合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	0	0	0	0	68	100
累計	2	10	15	23	34	45	54	68	68	68	68	68	-	-
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年度

(単位:人)

被災者数(人)	令和元年度												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計
1. 死亡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	1	0	7	7
2. 重傷	1	2	2	4	6	4	13	8	4	5	8	10	67	67
3. 軽傷	3	2	1	6	0	0	3	1	5	0	3	2	26	26
合計(人)	4	5	3	10	6	5	16	10	10	7	12	12	100	100
累計	4	9	12	22	28	33	49	59	69	76	88	100	-	-
その他(民間発注工事など)														
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故概要	事故類型	被災者		
								年齢	性別	被害状況
11月										
1	R2.11.3	2.政令市	1.管きよ開削	ベース撤去	現場内	マンホールのベースを破砕機にて撤去作業中、機械式破砕機では届かない箇所を人力による小型破砕機で小割工していた際に、被災者が自身の右足甲を小型破砕機で擦傷させたもの。	14.その他	30	男	右足甲擦傷
2	R2.11.4	3.一般市	1.管きよ開削	資材積み込み(補助)	現場内	使用済みの矢板(0.3m×0.6m、360kg)をバックホウで吊って3tトラックに積み込む際、矢板が揺れて不安定だったため、被災者がトラック工法に立ち補助していたところ、トラックに近づいたバックホウのキャタビラが左足に接触し負傷したもの。	6.激突	73	男	左足複雑骨折
3	R2.11.5	3.一般市	2.管きよ推進	推進管設置	現場内	推進管を取り替えるために押入れを人力で後方に下げる作業を2人で行った際、押入れのバランスが崩れ、即座よう棒から手離れなかった右手を押入れ棒と手(小指)・200の間に挟み負傷したもの。	2.はさまれ・巻き込まれ	27	男	指擦傷
4	R2.11.5	3.一般市	4.管きよその他	-	現場内	磁気探査業務での鉛線探索のためのボーリング時にガス管(φ80)を破損したため、事前に周辺の試掘により水道管及びガス管を確認していたが、破損したガス管は、埋設図面と現場との整合が取れていない状況(埋設状況が不明)で、ガス管理者の立会無く作業を実施した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
5	R2.11.7	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	まず、取付管の補修のため手掘掘削していたところ、不明管が露出、既地平面の公道として敷設されていたため本管まで露出せず狭間と判断し切筋しようとしたところ、本管に接触しておりガス漏れが発生させたもの。管理会社への事前協議時には供給管の敷設は示されていない。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
6	R2.11.7	2.政令市	5.処ボ土木建築	処置機	現場内	作業中、処置機が作業していた際に、処置機が、スロープの上を滑り落ちた。処置機は作業完了後、開口部養生のため設置された合板を持ち上げて踏み出した際、開口部から3m下の水路側に転落した。合板には「開口部注意」と漢字表示があったが、外国人である被災者は読めず、開口部を認識していません。	1.墜落・転落	30	男	左膝蓋骨骨折
7	R2.11.9	1.都道府県	5.処ボ土木建築	ケレン	現場内	休憩時間中に鋼材(150×400、L=9.0m)に懸掛していた被災者が、作業再開時に立ち上ろうとしたところ、滑り落ちたプレートに作業着が引っかかったことで鋼材が倒れ、足をはさまれ負傷したもの。	2.はさまれ・巻き込まれ	63	男	右足の骨折 左足の裂傷
8	R2.11.11	3.一般市	1.管きよ開削	管路留め設置	現場内	吊り込んだ立込み簡易留めからファイヤを引き抜いた被災者がバックホウ右前方に待避し、留め設置を完了させたためオペレーターがバックホウを前進させたところ、被災者の足下脚部を巻き込み負傷させたもの。	6.激突	64	男	左足踵開放性骨折
9	R2.11.12	3.一般市	2.管きよ推進	刃口推進工(補助・支保)	現場内	クレーンで油圧ジャッキを吊り下ろした後、被災者が角度調整のため回転させようとしたところ、歯止めを超えて回転し、左足を負傷したもの。	2.はさまれ・巻き込まれ	51	男	左脛骨遠位端骨折 左腓骨遠位端骨折
10	R2.11.13	3.一般市	1.管きよ開削	-	現場内	埋設物位置出しの際、効率を優先しバックホウで掘削していたところ、図面の埋設位置と0.8mずれていたガス管に接触し擦傷させたもの。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
11	R2.11.16	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	ガス管理会社立会いのうえ、供給管の位置と一部露出を実施。立会者が別の現場へ向かった後、想定位置付近を人力で掘削していたところ想定とずれた位置に設置された供給管をスコップ刺し負傷した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
12	R2.11.18	2.政令市	6.処ボ機械電気	ケーブル配線作業	現場内	処理場内の計器更新において、管轄ケーブルラックへの配線後、増立から降りようとした際に踏み外し転落して負傷したもの。	1.墜落・転落			右足首骨折
13	R2.11.21	2.政令市	1.管きよ開削	-	現場内	当初、ガス管理会社立会いのもとで掘削を行っていたが、ガス供給管表示位置と掘削箇所が60cm以上離れていたこと、掘削を進めても供給管が出なかったことから掘削範囲に無いものと思いきやバックホウで掘削を行ったところ、供給管を破損した。	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
14	R2.11.23	4.町村	1.管きよ開削	取付管設置	現場内	小型マンホール設置後、次の取付管作業を行うために一部掘削しを行い、土留めを行い、掘削内で被災者が作業していたところ、側面の鋼製版及び掘削面が崩壊し、土砂に埋まり負傷した。	7.土砂崩壊	49	男	第四腰椎圧迫骨折 右手開放骨折
15	R2.11.23	4.町村	1.管きよ開削	-	現場内	現道の開削工事作業中、自転車で行った被災者が鉄板の段差にタイヤを取られバランスを崩し、転落防止策等を設置していなかった開削部に転落して負傷した。	12-1.公衆災害(人身)	71	女	肋骨4本骨折
16	R2.11.24	3.一般市	1.管きよ開削	軽重鋼矢板立込み	現場内	軽重鋼矢板の立込み時、バックホウで矢板頭部を押し込む際にバケットが滑り、開削部内で当該矢板を支っていた被災者に接触し負傷させたもの。	6.激突	47	男	頸髄損傷
17	R2.11.24	3.一般市	1.管きよ開削	管路掘削	現場内	バックホウの前方に立ち、土留めを固定するジャッキに左足を置いて、土留め内を掘削するバックホウに指示していた被災者が足を滑らせ、そこにバックホウのバケットが降りてきて、ジャッキとの間に足をはさまれ負傷した。	2.はさまれ・巻き込まれ	36	男	左足首骨折
18	R2.11.24	3.一般市	5.処ボ土木建築	除雪	現場内	屋上防水作業完了時の立会検査に先立ち、前日降った雪の除雪及び掃き作業を行った際、被災者が、雪の上を歩いた際に滑り、滑って転倒した際に出した左手の首を骨折した。	5.転倒	72	男	左手首骨折
19	R2.11.30	4.町村	1.管きよ開削	路盤工	現場内	路盤の不陸修正の際、路盤上に置かれた一輪車が作業の支障となるため、バックホウオペレーターが移動するよう指示をしたが、移動完了前にバックホウを交代させたため、一輪車を移動しようとしていた被災者と接触し、負傷させたもの。	6.激突	69	男	左足くるぶし骨折

令和2年度  
下水道に関する水質事故等発生状況について  
(令和2年11月末現在)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部

水質事故等発生状況  
(令和2年11月末現在)

[総括]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
累計	9 (1)	12 (3)	18 (6)	21 (11)	26 (16)	28 (19)	30 (24)	35 (30)	35 (33)	35 (34)	35 (40)	35 (41)	-

(単位:件)

[内訳]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (0)
2. 政令市	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	3 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (12)
3. 一般市	6 (0)	2 (1)	4 (1)	1 (2)	4 (4)	0 (0)	0 (3)	2 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	19 (17)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
1. 管渠	5 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)
2.マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
3. 処理場	3 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (2)	1 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	11 (17)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
5. その他	1 (0)	0 (1)	2 (0)	1 (1)	2 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (9)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3 (1)	3 (1)	5 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (0)	2 (0)	4 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	21 (15)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (1)	0 (3)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	5 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	4 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (3)	2 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	9 (15)
合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
③ 悪質下水からの悪質下水の流出	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	5 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (1)	1 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	15 (15)
⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (11)
水質事故 合計	9 (0)	2 (2)	4 (3)	2 (5)	4 (6)	2 (1)	2 (5)	3 (4)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	28 (37)
その他案件	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)
水質事故等 合計	9 (1)	3 (2)	6 (3)	3 (5)	5 (7)	2 (1)	2 (5)	5 (6)	0 (3)	0 (1)	0 (6)	0 (1)	35 (41)
① 耐用年数経過	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)
② 耐用年数以内	0 (0)	1 (2)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	7 (10)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2 (3)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	12 (15)

(単位:件)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計  
※( )内数字は、前年度(令和元年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和2年11月末現在

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要	事故への対応
		事業主体	発生施設	事故類型		
<b>11月</b>						
1	R2.11.2	2. 政令市	ポンプ場	水質事故 ④雨水管からの悪質下水の流出	処理場内にて非常用発電機の更新工事施工中、屋外に搬入・仮置き中であった既設発電機に付着していた油が雨水とともに流出し、雨水排水を經由し雑排水に流出した。	油膜を確認した水錶と自家発電機は吸着マットで対応し、新たな油の流出が無いことを確認。また、吐出し口へ吸着マットを敷設し、敷設後の現地確認でも異常がないことを確認した。
2	R2.11.12	2. 政令市	処理場	その他案件	5:50 維持管理受注業者が巡視中に異臭を確認 7:00 維持管理受注業者が集塵バグフィルタより発熱を確認 7:05 緊急消火装置にて放水を実施 9:40 集塵バグフィルタ表面温度が下がったため放水を停止 ※設備停止時に各機器内に残った別じんの漏れ出しを行なったが、集塵バグフィルタ内の漏れ出しが十分であったことが原因。	(再発防止策) ・集塵バグフィルタ一内の粉じん庫箱蓋を定期的に目視で確認する。 ・設備停止時の対応マニュアルを作業員に再度徹底する。
3	R2.11.17	3. 一般市	マンホール	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	マンホールポンプ場のフロートスイッチの駆動により、2台あるポンプのうちのNo.2ポンプに異常稼働が発生し、No.2ポンプが停止。同時にリレー信号の不具合により、No.1ポンプに信号がいかず作動しなかったため汚水が処理できず、道路上のマンホールから汚水が溢水した。	ハキューム車による吸引、高圧洗浄車で清掃、次運機業態で清掃。
4	R2.11.19	3. 一般市	マンホール	その他案件	木の根による管破損によりガスが汚水管へ流入したことにより、みず下ろ道(汚水)の管々内で可燃性ガスによる爆発が発生し、マンホール蓋が飛散した。	・蓋の飛んだMH周りをバリケードで囲い、調査の換気のため、MHを開放した状態での原因を調査。 ・二次災害防止のため、マンホール蓋が所を開放し、職員を徹夜で配置し、監視を行った。 ・ガス濃度が高い2箇所について、ミスマスにて試験。 ・民地内のガス管及び排水設備配管の修繕を実施。 ・蓋が飛散したマンホールを復旧。
5	R2.11.24	2. 政令市	管渠	水質事故 ⑤下水道施設からの下水等の流出	農業用水路の悪臭について地元町内会から相談を受け、管理センター職員が現地調査を実施した結果、用水路の石積と河床部の間から汚水が湧出していた。調査により、本管部のクワック・破損が原因であったことを確認した。	用水路の清掃を実施。人孔から管線に流入する悪臭を本管から調査を実施し、本管部のクワック・破損しており、青色水を流したところ、河床の湧出部より黄色水を確認した。本管部分補修カメラ調査会社にて指示し同日中に、通年の修繕を行った。残り修繕は21日(金)時点で部室の清掃を午後から実施。この日の本管部分補修が所を実施。



事 務 連 絡

令和3年1月27日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
（上記、各地方整備局等経由）  
各市町村下水道担当課長 殿  
（上記、各都道府県経由）  
日本下水道事業団事業課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

道路上の下水道維持管理作業における安全管理の徹底について  
（交通事故による死亡事故）

令和3年1月25日（月）、福島県郡山市において、下水道管渠内の清掃作業中に、現場坂道に停車していた高圧洗浄車が突然動き出し、委託先の作業員が高圧洗浄車と家の塀との間に挟まれ死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在確認中ですが、各下水道管理者におかれましては、車両等を離れるときは、エンジンを止め完全にブレーキをかける、必要に応じて車輪止めを使用するなど、当該車両等が確実に停止の状態を保つための措置を講じ、安全管理の徹底を図られるようお願いいたします。

また、委託先等に対しても、本通知の趣旨を周知し、安全管理の徹底を図られるようお願いいたします。